登録特定行為事業所の登録申請の留意事項について

１　登録特定行為事業所の登録について

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正法の施行に伴い、現在、介護職員がたんの吸引等を実施している施設（事業所）は、できるだけ速やかに登録特定行為事業所の登録をする必要があります。

２　登録基準について

（１）事業所の登録では、登録基準を満たしていることが必要です。登録基準は、省令で定められています。また、登録基準の具体的な内容については、平成２３年１１月１日付け社援発１１１１第１号厚生労働省社会・援護局長通知で示されています。

（２）基準を満たすための具体的な要件は、申請書の様式第１号４「登録基準適合書類」の各項目です。また、各項目について、業務方法書等の文書で定められていなければならない具体的な内容については、「適合要件チェックリスト」の各項目になります。

３　登録基準適合書類（様式第１号４）について

（１）様式第１号４「登録基準適合書類」には、登録基準に適合するための要件となる各項目について記載している書類（業務方法書等）の名称と記載箇所（記載ページのページ番号等）を記入し、各書類の写しを添付してください。

（２）また、申請書提出の際には、添付する書類について、「適合要件チェックリスト」の各項目について記載されているかをチェック（記載されていれば、各項目の左の空欄にチェック）し、申請書に添付して提出してください。

４　業務方法書について

（１）省令では、登録事業所は、介護職員等がたん吸引等を行うにあたって、登録基準に沿って実施していくために必要な事項を定めた書類（「業務方法書」）を作成することとなっています。（省令第２６条の３　１項第６号）

（２）業務方法書には、登録基準となっている各事項について、施設（事業所）でどのように行っていくか具体的に定める必要があります。

（３）「様式がある」、「研修資料にある」、「安全委員会はあるが、安全委員会の規定はない」等では、登録要件を満たしていることにはなりません。「たん吸引等の業務をどのように実施していくのか」を包括的かつ具体的に定めた「決まり」（業務方法書等）を作成する必要があります。

（４）業務方法書の作成にあたっては、「適合要件チェックリスト」を参考としてください。適合要件チェックリストにある各項目について、業務実施のための「決まり」を具体的に定め、業務方法書の中に記載することが必要です。

（例）

○「医師からの指示の方法が文書によるものとなっていることが文書化されていること」

　　　　　　　　　　　↓

「介護職員によるたんの吸引は、配置医の指示書（様式１）に基づき実施する。」などの規定を業務方法書に記載する。

○「特定行為に関するOJT研修の内容や研修対象者、実施頻度等が文書化されていること」

　　　　　　　　　　　↓

たん吸引等に関連する研修を開催すること、介護職員等を対象者として開催すること、研修の実施方法（講座形式、看護職員による実技指導など）、年間の開催回数などを業務方法書に具体的に記載する。

※・「OJT研修」は、「施設内で行う研修」と考えて下さい。

・講座形式の研修などについての開催日まで決める必要はありません。

・研修のテーマは、実際に開催する際に具体的に決めることになるので、業務方法書の記載では、どのような研修を行うのか規定しておくことで足ります。

（４）他の規定等で定められている事項については、業務方法書では、その事項についての詳細は定めず、そちらの規定等によることを記載ことでも差し支えありません。

（例）

○秘密保持措置については、服務規程や個人情報保護規定がある。

　　　　　　　　　　　↓

　業務方法書には、「秘密保持については、服務規程・個人情報保護規定による」等を記載

（５）業務方法書は、必要な事項が記載されていれば、他の名称（実施手順書、マニュアル等）でも差し支えありません。介護職員・看護職員等の関係する職員が、たんの吸引等を実施していくために必要なことがその書類を確認すればわかるように作成して下さい。

５　従事者名簿等について

（１）様式第１号２「介護福祉士・認定特定行為業務従事者　名簿」には、事業所の登録申請日までに、認定特定行為業務従事者の認定を受けている介護職員を記載します。

（２）事業所の登録申請日以降に、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員がいる場合は、事業所の登録後に、従事者の変更の届けをすることになります。

（３）認定特定行為業務従事者の認定は、現在、申請者の認定を順次行っていますが、従事者の認定証の交付まで日数を要する状況です。このため、「従事者名簿」と「認定証の写し」以外の必要書類が整っている場合は事業所の登録申請をして頂いて差し支えありません。認定証の交付が交付されてから従事者名簿と認定証の写しを提出してください。

（４）従事者名簿の名称が「介護福祉士・認定特定行為業務従事者　名簿」となっていますが、この名簿での「介護福祉士」は、「平成２７年度の国家試験に合格して介護福祉士の資格を得た者」を指します。従って、介護福祉士の登録番号・登録年月日の欄は記入不要です。

（５）「看護職」として勤務している看護師・准看護師はこの従事者名簿に記載する必要はありません。